

(第30号議案)

中野区印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
目次 (略)	目次 (略)
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 印鑑の登録	第2章 印鑑の登録
第3条～第6条 (略)	第3条～第6条 (略)
(登録印鑑の制限)	(登録印鑑の制限)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 区長は、前項第1号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち住民票の備考欄に <u>氏名の片仮名表記が記録されている者が当該氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑の登録をすることができる。</u>	2 区長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち <u>非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑の登録をすることができる。</u>
(印鑑登録原票)	(印鑑登録原票)
第8条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。	第8条 区長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(7) 外国人住民のうち住民票の備考欄に <u>氏名の片仮名表記が記録されている者が当該氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</u>	(7) 外国人住民のうち <u>非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</u>
第9条～第16条 (略)	第9条～第16条 (略)
第3章 印鑑登録の証明	第3章 印鑑登録の証明
第17条 (略)	第17条 (略)
(印鑑登録証明の申請)	(印鑑登録証明の申請)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 (略)	2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、多機能端末機（中野区の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、戸籍の附票の写し、課税証明書又は納税証明書を自動的に交付し、又はその交付を申請する機能を有するものをいう。）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用することにより、印鑑登録の証明の申請をすることができる。

第19条（略）

第4章（略）

付則（略）

附則

この条例は、公布の日から施行する。

3 第1項の規定にかかわらず、多機能端末機（中野区の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、住民票の写し及び印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用することにより、印鑑登録の証明の申請をすることができる。

第19条（略）

第4章（略）

付則（略）